

## 電子取引に係る電磁的記録の 保存についての宥恕措置

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、  
オンライン/pdfで以下のサイトから入手  
可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

電子取引を行った場合において、取引情報に係る電子データを紙出力して保存することを認める措置が、令和3年度税制改正で廃止されました。これに伴い、2022年1月1日以後に行う電子取引については、取引情報に係る電子データを、電子帳簿保存法に定める要件を充足して保存することが義務付けられました。しかし、令和4年度税制改正において、保存義務者の実情に配慮した宥恕措置が設けられ、関連する通達や一問一答が更新されています。本アラートでは、この宥恕措置について解説します。

### (1) 令和3年度改正の概要

取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)を電磁的方式により授受する取引を、「電子取引」と言います。所得税(源泉徴収に係る所得税を除く)及び法人税に係る保存義務者が電子取引を行った場合には、その取引情報を電子データで保存する必要があります。

この際、従来は電子データに代えて、その電子データを出力して作成した書面を保存することも例外的に認められていましたが、令和3年度税制改正において、この例外措置が廃止されました。これに伴い、2022年1月1日以後に行う電子取引については、取引情報に係る電子データを電子帳簿保存法に定める要件を充足して保存することが義務付けられました。

なお、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が、社内経理の便宜などのために書面への出力を行うことを禁止するものではありません。

## (2)令和4年度改正で導入された宥恕措置

令和4年度税制改正において、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置」が整備されました。令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引の取引情報に係る電子データは、以下の要件を満たす場合には、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存が認められることになりました。

- ▶ 保存義務者が電子帳簿保存法に定める要件を充足して保存できなかったことにつき、納税地等の所轄税務署長が「やむを得ない事情」があると認めること
- ▶ 保存義務者が、整然とした形式及び明瞭な状態で出力された、当該電子データの出力書面の提示又は提出に応じられるようにしていること

また、上記の「やむを得ない事情」とは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステムや社内でのワークフローの整備未済等、自己の責めに帰さないと言い難いような事情も含め、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいう旨が、通達によって明らかにされました。

## (3)関連する一問一答の更新

令和4年度税制改正に伴って、国税庁は2021年12月に、公式サイトで公表している「[電子帳簿保存法一問一答\(電子取引関係\)](#)」を更新しました。更新によって新設されたQ&Aの概要は、以下のとおりです。

### 問41-2

- ▶ 当面、電子取引の取引情報に係る電子データ保存への対応が間に合わない場合には、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データを書面に出力して保存し、税務調査等の際に提示又は提出ができるようにしておけば差し支えないこと
- ▶ 令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については要件に従った電子データの保存が必要であること

が明らかにされました。

### 問41-3

宥恕措置の適用を受けるに当たり、税務署への事前申請等の手続は不要である旨が明らかにされました。

### 問41-4

- ▶ 「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態をいうこと
- ▶ 「当該電子データの出力書面の提示又は提出に応じられるようにしていること」とは、税務調査等の際に、税務職員の求めに応じ、その電子データを出力することにより作成した書面の提示又は提出をする趣旨であること

が明らかにされました。

### 問41-5

宥恕措置に係るやむを得ない事情の有無や出力された書面については、必要に応じて税務調査等の際に確認することとしており、事前に税務署への申請等は不要であることが明らかにされました。

#### 【解説】

令和4年度税制改正で導入された宥恕措置の趣旨は、令和3年度税制改正における例外措置の廃止について、準備期間が短く対応が困難という声があったことから、納税者の事情に配慮し、事実上、2年間の猶予を容認したものと考えられます。実際に、2022年1月1日の施行日までに、対応が完了していない法人や、そもそも改正内容を把握していない法人が少なからず存在したことも、背景にあると推察されます。

電子取引対応に苦慮していた多くの納税者にとっては朗報と言えますが、宥恕措置の適用を受ける場合であっても2年後には今回と同様に電子取引への対応が必要になります。電子取引の洗い出しや対応方針の書面化及びシステム導入等、十分な電子取引への対応には少なく見積もっても3~4カ月、場合によっては1年といった時間を要することが想定されますので、引き続き早期に対応を検討することが望ましいと言えます。

また、宥恕措置の適用を受ける場合には、電子取引の取引情報(請求書、領収書など)の電子データを、従前と同様に、書面に出力して保存しておく必要があります。また、税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった」、「保存に係るシステムを整備する予定である」など、やむを得ない事情や今後の対応について口頭で説明・回答することになると考えられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## 電子帳簿保存法対応チーム

高田 昂志

シニアマネージャー

takashi.takada@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220121

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://www.ey.com/ja_jp)